

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：行政経営企画室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(総論)</p>	<p>(1) アウトソーシングの導入促進について(意見)</p> <p>アウトソーシングの導入の可否の判断に当たっては、関係法令の規定等を踏まえながら、明らかにアウトソーシングが不可能な案件などやむを得ない事情がある場合を除き、少なくとも導入コストや他府県事例の検証を必ず実施し、その上で滋賀県特有の事由を考慮すべきである。</p> <p>また、滋賀県の掲げるアウトソーシングの推進を実現するには、各部局の判断がもちろん重視されるべきではあるが、業務のアウトソーシングの可否の詳細な検討が不可欠であることから、上記の情報も把握したうえで、担当部局だけでなく客観的な立場から総務部も参加して検証し、これまでに以上に深度ある検討を実施すべきである。</p>	<p>アウトソーシングについては、これまでから行政改革の取組の一環として積極的に推進してきたものであり、平成27年度には、他の自治体における取組等を参考に、総務部から、トータルコストの抑制を含む6つの検討の視点や、調査項目を示したうえで、各部局において、実施の検討を行った。</p> <p>行政経営方針2019(平成31年3月策定)においては、包括外部監査で意見のあった業務に加え、他自治体における最近の事例も参考に導入可否等の検討を行うことを実施計画に位置付けた。</p> <p>今後、関係部局においてコストの比較を含めて調査・検証を行い、総務部も客観的な立場で確認をしながら、アウトソーシングの導入可能性を改めて検討していく。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(2) 委託契約事務の指針について（意見）</p> <p>アウトソーシングの検討にあたっては、事業の存続の可否、事業の実施主体、サービスの提供方法と、滋賀県に係る事業についての一貫した検討を実施する必要がある。</p> <p>国や県の施策においても、民間へのアウトソーシングを強く推進しており、今後、その割合はますます増加していくものと考えられる。今後も、アウトソーシングの導入拡大に向け、具体的な手続きや指針を策定するなどして総合的かつ継続的な検討を実施していくべきである。</p>	<p>アウトソーシングについては、県として実施する必要がある事業について、民間が持つノウハウや技術の活用、コストの縮減、一時的に集中する行政需要への対応等のため、(1)において示したとおり、これまでから行政改革の取組の一環として積極的に推進してきた。</p> <p>行政経営方針2019（平成31年3月策定）では、他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討を取組項目として位置づけており、他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を洗い出し、アウトソーシングをした場合のトータルコストや改善効果等をもとに、アウトソーシングの導入可否の検討を行っている。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>「委託契約に関する財務事務の執行について（総論）」</p>	<p>(7) 県による指定管理者の適切なモニタリングの実施について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリングについて検証したところ、担当所管課がモニタリング結果を記載すべき欄がすべて白紙であった事例や、指定管理者から再委託の報告を受けていない事例が見られた。また、実地調査による管理料実績の正確性や網羅性を検証していない事例もあった。</p> <p>県は、「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン（平成29年3月改正）」、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」等に基づいて、適切に指定管理者のモニタリングを実施すべきである。</p>	<p>「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」に基づくモニタリングの適正な実施を図るため、平成30年5月1日付けで全ての施設所管課へ通知を発出し、モニタリングの実施に係る留意点について周知徹底した。</p> <p>なお、モニタリングの実施状況について包括外部監査で指摘を受けた施設については、施設所管課が同マニュアルに定める事業報告書や月例報告書等の確認を適切に行っているか、平成30年12月に確認した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>「委託契約に関する財務事務の執行について（総論）」</p>	<p>(8) 県の負担と責任において実施すべき県立施設の大型修繕について（意見）</p> <p>県の指定管理者制度においては、一定の基準額以上の大型修繕等について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託している事例が見られた。</p> <p>県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、大型修繕等については、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。</p> <p>また、仮に当該修繕等を指定管理者に委託する場合は、再委託に関する条項を契約書に記載すべきであるとともに、指定管理者の事務負担等に対して適切な対価の支払いを検討すべきである。</p>	<p>一定の基準額以上の大型修繕等については、県による執行を基本としており、県の説明責任を果たす観点からも、執行方法を十分に検討した上で決定するとともに、指定管理者に委託する場合は、「再委託における適正な契約の履行の確保について」（平成31年2月27日付け滋会計第142号会計管理局管理課長通知）に基づき適正に対応し、指定管理者の事務負担等に対して適切な対価の支払いを検討するよう施設所管課に周知した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(5) 委託の費用と効果の適切な検証について（意見）</p> <p>形式的な報告書を受領するに留まり、翌年度以降の契約に資するための委託の費用と効果の事後的な検証が十分に実施されていない案件が見られた。</p> <p>委託契約を締結する場合、事前の検討事項として見積書の入手、前年度実績を加味した価格の積算、契約形態の選択、委託する業務のノウハウの蓄積等を総合的に勘案し、委託業務及び委託業者を決定することが必要である。</p> <p>その後、委託先業者により業務が履行されたのち、当該業者から業務の実施報告を受け、事後的な検証として、実績工数の検証や執行された業務の評価等を検査・検証することにより、翌年度の計画につなげるというPDCAサイクルが存在すべきである。</p>	<p>委託料の執行に当たっては、過去の実績等を踏まえて、業務内容の精査や積算の見直しを行うよう、予算の執行通知に明記し、改めて全庁に周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年度に実施した収支改善の検討の中で、委託料等の費用対効果の検証を行い、その結果を翌年度の予算編成や事業計画に反映することにより、より効率的・効果的な事業執行につながるよう全庁で取り組んだ。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(22) 警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p> <p>警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられ、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられるが、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられる。</p> <p>したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。</p> <p>なお、総務課では平成29年10月に機械警備を取り扱っている他業者から県公館等に警備機器を新規設置する場合の見積りを徴取し、単年度契約で9,072,000円、5年間の契約でも年間1,749,600円となり、現在の契約金額730,286円と比べ割高であることを確認している。</p>	<p>県公館等の警備業務委託について、平成30年度の契約に向けて、警備機器を新規に設置する場合の見積りを他の事業者から徴取するなど、より経済的な契約方法等について改めて検討したところ、現在の業者と既設の機器を前提に契約する方が有利であるため、引き続き同じ業者を相手方として、2年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>今後も契約更新時期には、最も経済的な契約方法について検討し適切に実施していくこととする。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(23) エレベーター設備保守点検業務委託（一般競争入札への移行検討）について（意見）</p> <p>一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p>本業務は委託先会社の親会社である三菱電機（株）が設置した県庁舎のエレベーター設備計9台の保守点検を実施する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。</p> <p>県は随意契約理由として、県庁舎のエレベーターは新館の設置後40年を経過するものから、最も新しい本館のものでも設置後22年が経過し、安全性の面からも受託者には、交換が必要な部品に関する寿命等の十分な知識・経験を有している必要があり、また、エレベーター運行管理のコンピュータ制御は製造業者が独自に開発したもので他者が適正に保守点検するのは難しいことから、製造業者系列の点検業者に、安全性を最優先に考えた部品交換を含む契約を行う必要がある、としているが、エレベーター設備の保守点検は他社が製造したものも含めた保守点検を行っている業者はおり、また、エレベーター設備の保守点検業務を一般競争入札により契約している事例もあることから、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられ、随意契約理由に該当するとは考えられないため、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成29年度契約から一般競争入札を導入し、長期継続契約（2年間）を締結した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(24) エレベーター設備保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。</p> <p>県は、エレベーター設備の保守点検業務にかかる費用について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が示す積算基準に準拠して積算している。</p> <p>ここで、エレベーター設備の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。</p> <p>また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が割高になってしまう可能性も十分に考えられる。</p> <p>長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。</p> <p>また、委託料総額を削減するためには、現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合のライフサイクルコストの比較検討をすべきである。</p> <p>現有設備の保守点検を継続する場合であっても、例えば債務負担行為による一定期間の契約とすることなど、契約方法についても検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成29年度契約から一般競争入札を導入し、長期継続契約（2年間）を締結した。</p> <p>また、委託先会社から直接経費、業務管理費、一般管理費の内訳を徴取して県の積算内訳と比較するなど検証し、令和2年度の積算にその検証内容を反映することとする。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(25) 冷温水発生機保守点検業務委託(点検表等の確認のサインの徹底)について（指摘）</p> <p>点検表及び報告書に対する確認のサインを徹底すべきである。</p> <p>本業務は合同庁舎に設置されている冷温水発生機の保守・整備業務である。</p> <p>当該業務に関して、点検表を閲覧したところ、日付・種類・対象が異なる点検にもかかわらず、全く同じサインの点検表が存在した。</p> <p>さらには、サインのない点検表が散見された。同種の点検についてはどれか一つにサインをしているため省略しているとのことであるが、点検の内容は同種とはいえ、実施場所は異なっている。</p> <p>それぞれ別個に報告書が発行されている趣旨及び委託の成果について確認した結果を明確にする観点からも、それぞれの点検表に確認のサインをすべきである。</p>	<p>委託の成果について確認した結果を明確にするため、それぞれの点検表および報告書への確認サインの記入が必須であることを委託業者とも共通認識し、点検や作業の終了時に確認のサインを徹底している。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	<p>(26)職員会館運営管理等業務委託について（意見）</p> <p>本業務の具体的な内容を確認すると、特殊な業務ではなく、他の業者でも実施可能と考えられる。随意契約理由で効率的に業務を行えることやニーズに合った業務運営が可能である旨の理由を挙げているが、本業務の内容を勘案すると、随意契約の要件である「他に代替しうる者がいない」とは言えず、随意契約理由には該当しない。したがって、契約方法の原則である一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成31年度から一般競争入札を導入し契約を締結した。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(27)電算システム維持管理委託（実績作業時間の検証等）について（意見）</p> <p>契約金額の積算根拠となる作業時間の検証方法として、委託先から業務内容の報告書を受領し、実績管理として稼働時間、実行ジョブ数、印刷実行数などを全体として把握しているものの、磁気テープの搬入等の各作業の実績作業時間の報告は受けていない。</p> <p>実績作業時間の検証を実施するとともに、積算時間の見直しをすべきである。</p>	<p>当該委託契約は既に終了しているものであるため、意見を踏まえて、現在契約期間中の電算システム維持管理委託について、契約金額の積算根拠となった作業時間と実績作業時間を比較し、その作業時間の妥当性を確認して、積算時間の算定等について適切に対応していく。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(28)滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>平成30年度の滋賀移住促進情報発信事業（移住相談会）より、積算前の段階から相手方と十分に協議を行い、仕様書や必要となる経費について十分に精査したうえで、契約を行うよう改善したところであり、平成31年度も引き続き精査に努める。</p>
	<p>(29)滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>従来より事業の実施にあたっては、参加者にアンケート調査を行い、相談会の開催効果の検証や次回以降により魅力のあるテーマで開催できるよう工夫をしてきたところであるが、平成29年度途中よりアンケート記名欄を選択式から必須項目に変更し、後日にフォローができるよう工夫を行った。</p> <p>また、平成29年7月にふるさと回帰支援センター委託により設置した「しがI J U相談センター」の相談員が相談会参加者にアプローチを行うことにより、一層効果が高まるよう改善を行った。</p> <p>引き続き効果的に事業が実施できるよう、今年度もこれらの取り組みを継続する。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(30) 滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、類似事業との整理を行ったため、平成28年度で廃止した。</p>
	<p>(31) 滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、類似事業との整理を行ったため、平成28年度で廃止した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(32) 田舎暮らしバスツアー開催事業委託（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、市町との役割分担を踏まえ、平成28年度で廃止した。</p>
	<p>(33) 田舎暮らしバスツアー開催事業委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、市町との役割分担を踏まえ、平成28年度で廃止した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(34)滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、市町と連携した新たな取組の検討を行うため、平成30年度で廃止した。</p>
	<p>(35)滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、市町と連携した新たな取組の検討を行うため、平成30年度で廃止した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(36)実況放映業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>(39) 無停電電源装置保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>長期間随意契約が継続していることにより、必要以上に高額な委託料といった競争が働かないことによる弊害が生じる可能性がある。</p> <p>競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも県として契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>(36)実況放映業務委託</p> <p>従来から機器費については、業者から詳細な明細書を徴取し、累計支払額が購入金額を超過していないことを確認するとともに、メーカー耐用年数を超えても使用できるものについては更新を見合わせ、経費の節減に努めてきたところである。</p> <p>また、その他の経費については、他ポートレース場の事例を調査するなど、契約金額の妥当性を検証した。</p> <p>(39) 無停電電源装置保守点検業務委託</p> <p>当該業務に係る経費について、同種業務を委託している他施設の事例を調査して、契約金額の妥当性を検証した。</p>
	<p>(37)ドリンクコーナー維持管理委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>随意契約であっても競争性を確保するため、2者以上から見積書を徴取し契約金額との比較検討を行うなど、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>これまでからドリンクコーナーの提供方式については検討をしてきたところであり、平成30年度からは、メンテナンスを含めた機器のレンタルにより給茶機を設置することとし、レンタル機器の導入にあたっては、競争性を確保するため一般競争入札を実施した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(38) 情報誌等制作委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>ポートルースの情報誌を発行している業者は他にもおり、「特殊」で「他に代替しうる者がいない」業務とまでは言えないと考えられることから、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>類似事業との整理を行い、平成30年度に発刊を取りやめた。</p>
	<p>(40) 機械警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>機械警備は通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられるが、業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまう恐れがあるため、長期的な経費削減の観点から、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。</p>	<p>機械警備機器の更新費用および更新後の業務に係る費用について検討した結果、現在の経費を上回る見込みであることから、当面現在の機器を継続して使用するが、契約方法については、平成31年度から長期継続契約に見直した。</p>
	<p>(41) 監視カメラ保守管理業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、他社からの見積書が入手できない場合であっても、今後標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検証すべきである。</p> <p>現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合の導入費用および保守点検、修繕等のライフサイクルコスト全体を含めた費用との比較検討を実施すべきである。</p>	<p>当該業務については、計画的に設備の見直しを進めており、令和3年度から一般競争入札および長期継続契約に移行する予定である。</p> <p>なお、競争入札に移行するまでの契約については、監視カメラを設置している同規模の他ポートルース場の契約状況を調査して、当該契約金額の妥当性を検証した。</p>